

1 市町村計画策定の法的根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされた。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村計画に盛り込むべき事項

国基本計画では、以下の 5 つの事項を市町村計画に盛り込むことが望ましいものとして規定されている。

- (1) 権利擁護支援を要する人の発見や相談等を役割とする地域連携ネットワークの整備方針
- (2) 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の整備方針
- (3) 中核機関等における広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の計画的整備方針
- (4) 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- (5) 成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

市町村計画に盛り込むことが望ましい事項の関係性

